

～中井町都市マスタープランの改定について～

1. 都市マスタープランとは

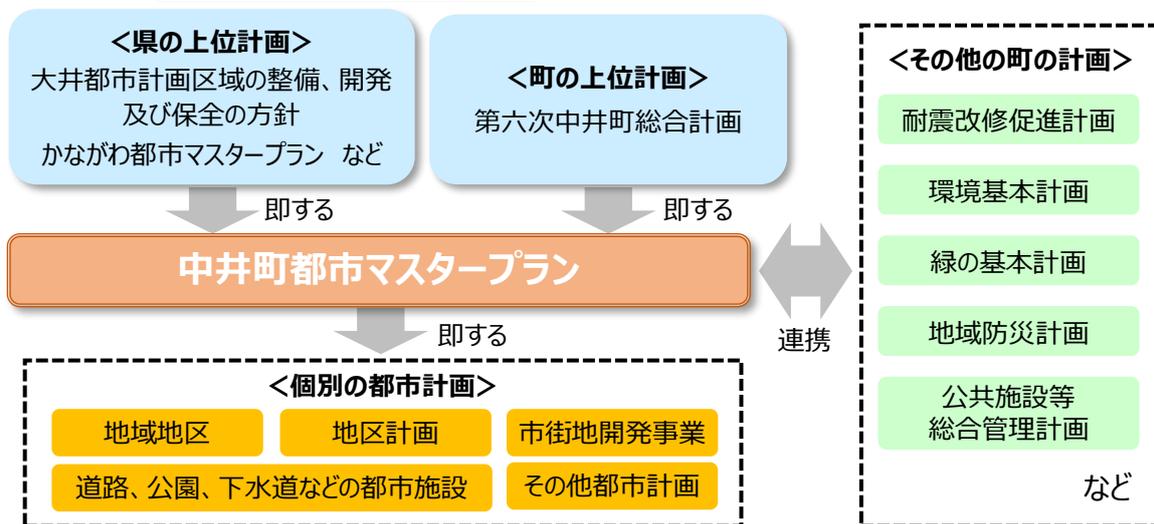
(1) 都市マスタープランの位置付け

① 法的位置づけ

- 都市マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられた法定計画です。
- 都市マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもと住民の意見を反映し、中・長期的な視点から、まちづくりの将来像と地域別のあるべき市街地像を示すものです。

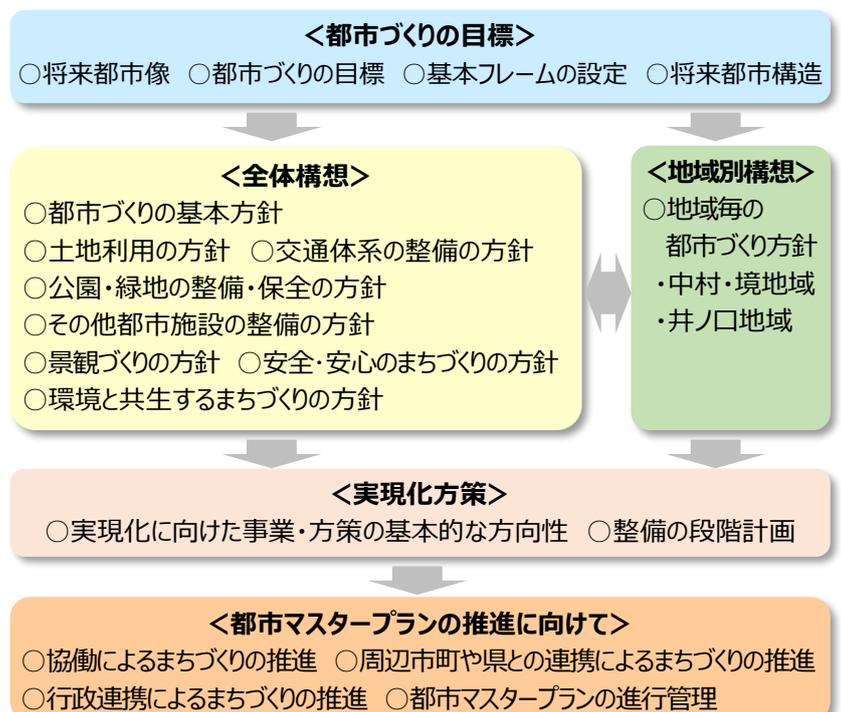
② 他の計画との関係

- 都市マスタープランは、県が策定する「大井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「かながわ都市マスタープラン」、町が策定する「第六次中井町総合計画」に即するとともに、関連する個別計画などと連携しながら策定するものです。



(2) 都市マスタープランの内容

- 現在の都市マスタープラン（以下、「現行計画」という。）は、中井町全域を対象とし、将来のあるべき姿を示す「都市づくりの目標」と「全体構想」、身近なまちづくりの方針を示す「地域別構想」、これらの構想の実現へ向けた方策を示す「実現化方策」、計画の推進の考え方を示す「都市マスタープラン推進に向けて」で構成されています。



2. 都市マスタープランの改定について

(1) 改定の背景

- 現行計画は、計画策定（平成 21 年 3 月）から 10 年以上が経過し、都市を取り巻く環境が大きく変化していることから、これら変化に対応する計画となるよう改定を行います。

< 環境の変化 >

- ◆人口減少、少子高齢化の更なる進展
- ◆新型コロナウイルス感染症による生活スタイルの変化
- ◆災害の激甚化

< 法改正・関連計画の改定 >

- ◆都市計画法や都市再生特別措置法 等の改正
- ◆上位関連計画の改定
例) 第五次総合計画 将来人口：1.2 万人を維持
⇒第六次総合計画 将来人口：2060(R42)年で約 6,000 人を想定

< まちづくりの考え方の変化 >

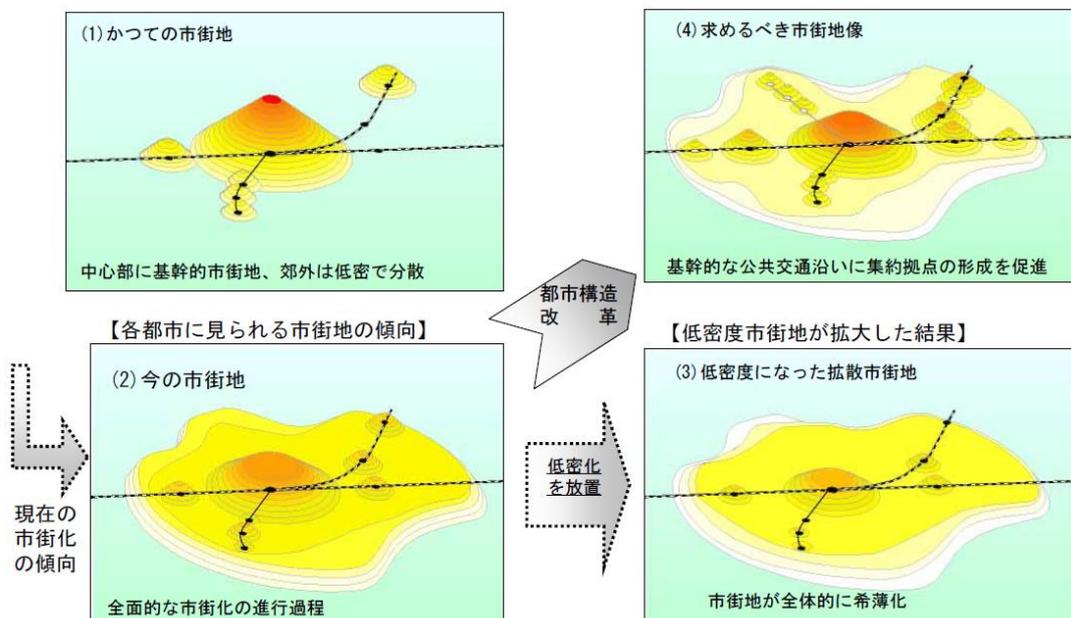
- ◆新たな技術・考え方 (Society5.0/SDGs) に基づくまちづくりの展開
- ◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの進展



Society5.0 で実現する社会のイメージ (資料：内閣府)



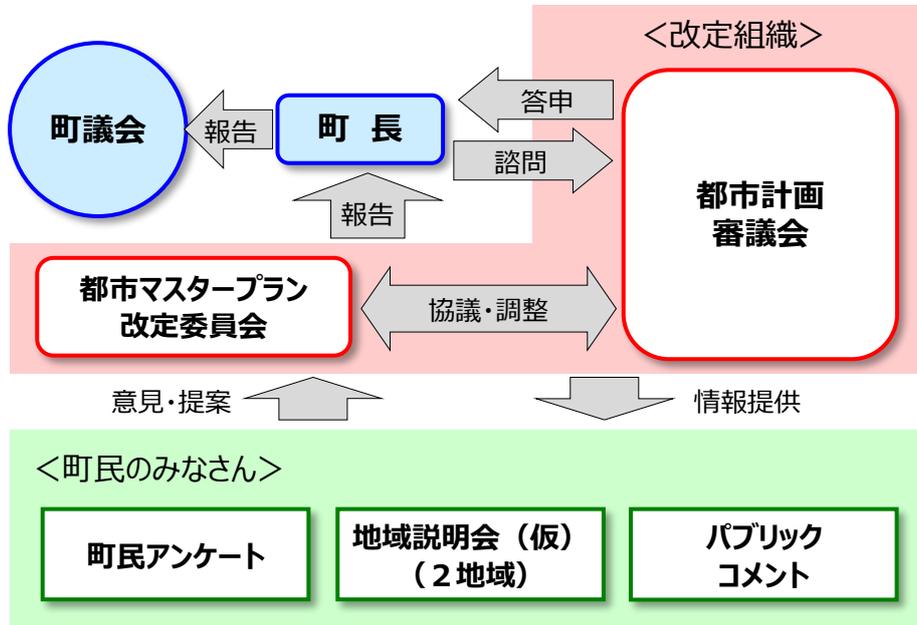
持続可能な開発目標 (SDGs)



コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ (資料：社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会)

(2) 改定の体制

- 計画の改定にあたっては、「町民アンケート調査」、「地域説明会（仮）」及び「パブリックコメント」を実施し、町民のみなさんの意見・提案等を計画内容に反映させるとともに、改定組織として、「都市マスタープラン改定委員会」及び「都市計画審議会」での協議・調整を図ります。



(3) 改定のスケジュール

- 計画の改定は、令和3・4年度の2箇年で実施し、公表は令和5年4月を予定しています。
- 都市計画審議会における改定計画の協議は、令和3年度2回、令和4年度4回の実施を想定し、協議していただく内容は以下を予定します。

年度	開催回	協議内容
令和3年度	第1回	●都市マスタープランとは／●現況と課題
	第2回	●都市づくりの目標／●全体構想素案（1回目）
令和4年度	第3回	●全体構想素案（2回目）／●地域別構想素案（1回目）
	第4回	●地域別構想素案（2回目）
	第5回	●実現化方策素案／●計画素案（全体とりまとめ）
	第6回	●計画案（報告）

